

## 【動物用管理医療機器販売・貸与業の届出について】

届出は店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。

受付時間： 平日 午前8：30～11：30 午後1：00～4：30



### 必要書類

必要書類	注意！
<input type="checkbox"/> 動物用管理医療機器販売・貸与業届出書	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 法人の場合、名称及び代表者の氏名を記載</li><li>○ 兼営事業の種類は、「動物用医薬品卸売販売業」等、薬事関連業務を記載し、兼業がない場合は「無し」と記載すること。</li></ul>
<input type="checkbox"/> 営業所所在地の略図	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 営業所の場所を赤枠等で明確にしておくこと。</li></ul>
<input type="checkbox"/> 営業所の平面図	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 管理医療機器の配置場所を赤枠等で明確にしておくこと。</li></ul>
<input type="checkbox"/> 営業所管理者の資格を証する書類	下記のいずれかを提出すること <ul style="list-style-type: none"><li>○ 医療機器の販売又は賃貸に関する業務に3年以上従事したことを証する使用者の証明書</li><li>○ 医療機器製造業または修理業の責任技術者講習会の修了証(*)</li><li>○ 医師，歯科医師，獣医師，薬剤師等の免許証(*)</li></ul> (*)については、原本を確認します ※上記以外でも管理者の資格となりうるかについては、管轄家畜保健衛生所にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 営業所管理者の雇用証明書	

※ 受付，書類審査後に日程等を調整の上，構造設備の概要等について営業所立入審査を行います。

※ 不明な点がありましたら，管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。

